

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

III 社会保障

5 年金制度の改革

「国民年金法等の一部を改正する法律」が八五年四月二四日成立し、同年五月一日公布された。施行は八六年四月一日である。この法律は、八四年三月二日国会に提出され、八四年一二月一九日における衆議院採決を経て、一年半における審議を要して成立した。改革の骨子は、基礎年金の導入による年金制度の一元化、給付と負担にかんする世代間の公平化、婦人の年金権の確立である(改革の具体案について、本年鑑一九八五年版五三六～五三七ページ参照)。

なお、衆議院および参議院における修正要旨に盛られた事項は、つぎのとおりである。

- 1 衆議院・八四年一二月一七日
 - (1) 子なし寡婦の遺族厚生年金
 - (2) 三級障害厚生年金
 - (3) 遺族の範囲
 - (4) 妻六五歳前の老齢年金水準
 - (5) 自営業者等の保険料のあり方の検討
 - (6) 学生の取扱いの検討
- 2 参議院・八五年四月二三日
 - (1) 坑内員・船員期間
 - (2) 厚生年金保険の女子被保険者の保険料率
 - (3) 障害年金受給権者の国民年金加入期間
 - (4) 基礎年金についての検討
 - (5) 賃金スライド

(6) 二〇歳未満の自営業者等

八四年度および八五年度における年金額の改定

八四年度における年金額のスライドについては、八四年一二月二一日、「国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律」が成立し、年金額の二%の特例スライドが遡及して実施された(厚生年金および船員保険は八四年四月。拠出制国民年金は八四年五月。福祉年金は八四年六月にそれぞれ遡及)。八五年度における年金額のスライドについては、八五年六月一一日、「国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、年金額の三・四%の特例スライドがおこなわれる(厚生年金および船員保険は八五年四月。拠出制国民年金は八五年五月。福祉年金は八五年六月から実施)。

この結果、年金額はそれぞれつぎのように引き上げられる(上段:八四年度、下段:八五年度)。

- (1) 厚生年金保険(八〇年改正時モデル年金該当者・三〇年加入・夫婦)

月額 一五万三四八三円 → 一五万八二〇〇円
- (2) 国民年金

(一九年加入の老齢年金/現行の最長期加入者)

月額 四万〇九七五円 → 四万二三七五円

(一〇年金)

月額 三万〇三七五円 → 三万一四〇八円
- (3) 老齢福祉年金

共済年金の改革法案

八四年二月二四日の閣議決定により共済年金制度についても、八六年四月から基礎年金の導入をはかるなどの改革をおこなうことが明確にされた(本年鑑一九八五年版五三五～五三六ページ参照)。八四年四月から基礎年金の導入など一元化について具体的な検討を開始した「共済年金制度改革検討委員会」は、八四年一〇月一二日改革試案をまとめた。この試案では、共済年金にも基本的には基礎年金を導入して、厚生年金の今回の改正のように給付の設計を夫婦単位から個人単位にし、基礎年金の上に独自の共済年金の給付を上積みすることとした。この共済年金の独自給付の部分は、新しい厚生年金の独自給付(老齢厚生年金)と同様の計算式を用い、さらに老齢厚生年金の二〇%を職域保険として上積みする案である。共済加入者の妻も厚生年金と同様国民年金に強制加入し、将来は基礎年金を受給することとする。

これをうけて、大蔵省など関係省庁は、関係審議会の答申を得たうえ、八五年四月二〇日、国家公務員等共済組合法等の一部改正案などいわゆる「共済年金四法案」を国会に提出した(本編8の(11)～(14)参照)。六月一八日、衆議院本会議において趣旨説明がおこなわれ、その後大蔵委員会など関連の委員会において提案理由説明のあと質疑が開始されたが、会期末の六月二五日、四法案はいずれも継続審査とされた。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
